

平成21年度
森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業
(新規採択分)
応募要領

平成21年3月
林野庁研究・保全課

平成21年度森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業（新規採択分）応募要領

第1 事業名

平成21年度森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業

第2 事業の概要

1 目的

本事業は、木質バイオマスの新たな利用を目的とした製造システムを構築することにより、林地残材や間伐材等未利用森林資源の利用を促進させるとともに、異業種との連携やニュービジネス市場の形成を通じて林業・木材産業の新たな展開を図るものです。

2 事業の内容

本事業では、木質バイオマスを分子レベルでとらえ、化学的又は物理的、生物的に変換する技術により、木質成分を総合的に利用する製造システムを対象として、全国の民間企業、研究機関、大学等に存在する研究成果や技術開発成果を要素技術として活用した製造システムの技術実証を行い、全国に普及可能な基本となる製造システムの構築を行います。

平成21年度においては、製造システムの構築のための5年間以内での実証計画の作成及び実証プラント等の整備、技術実証等を行うこととします。

3 事業の対象となる実証課題

本事業においては、未利用森林資源の利用や新産業の創出を複合的に進めていくため、目的や活用形態の異なる製造システムごとに提案を募集し、技術実証を行います。対象となる実証課題は、以下のとおりです。

対象課題	事業規模	採択件数	内容
(1)高付加価値型製造システム	1億円程度	1件	木材の高付加価値化を実現し、新規用途や新規市場を開拓し得るような製造システムです。高品質で高機能な工業用材料や製品等、市場価値の高い木質由来製品の製造システムを構築します。
(2)小規模分散型製造システム	1億円程度	1件	地域での活用や、原料を収集しながらの製造を想定した、小規模プラントや移動式小型プラントによる製造システムです。機動性や操作性に優れた効率の良い製造システムを構築します。

ただし、次のいずれかに該当する課題は対象といたしません。

- (1) 純粋基礎研究又は収益を得るための事業化段階のもの
- (2) 平成20年度森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業において採択された課題と実質的に同等又は重複するもの

第3 予算額

本事業についての予算総額は、以下のとおりとします。

200,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

第4 応募資格

本事業に応募できる者は、次のすべてに該当する者としてします。

- 1 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当しない者
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当します。
- 2 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者
- 3 平成19・20・21年度農林水産省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」又は「物品の製造」を有する者
なお、現在この資格のない応募者については、応募提出締切日までに取得してください。資格の取得に係る詳細な情報については、統一資格審査申請受付サイト（<http://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html>）をご参照ください。
- 4 物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

ただし、民法（明治29年法律第89号）第34条の規定により設立された公益法人のうち、年間収入額に占める国からの補助金・委託費の割合が3分の2を上回ることが見込まれる法人に対しては、「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」（平成14年3月29日閣議決定）により、原則として契約の締結を行うことができませんので、御注意ください。

第5 契約期間

本事業の契約期間は契約締結日から平成22年3月19日（金）までとします。

ただし、本事業における実証プラント等が保守管理等を要する場合は、平成22年3月31日（水）までを契約期間とし、実証プラントの整備及び技術実証等の実施については平成22年3月19日（金）まで、それ以降は保守管理業務のみを実施することとします。

なお、契約については、国と契約者候補との間で契約に関する協議が調い次第締結します。契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができません。

また、本事業は基本的に5年間事業ですが、年度ごとに公募及び契約の手続を行うこととし、次年度以降の契約を保証するものではありません。

第6 参加表明書に関する事項

本事業への参加を希望する者は、企画競争参加表明書（別紙様式第1号）を作成し、平成21年4月10日（金）までに、第23の問い合わせ先に持参又は郵送にて提出してください。

なお、郵送により提出する場合は、期間内必着とします。

第7 応募に係る説明会の開催について

- 1 本事業に関する説明会を次のとおり開催します。
日時：平成21年3月18日（水） 10：30～11：30
場所：農林水産省三番町共用会議室第3会議室（東京都千代田区九段南2-1-5）
- 2 説明会への出席を希望する者は、「応募に係る説明会出席届」（別紙様式第2号）を平成21年3月17日（火）12：00までに持参又は郵送、FAXで第23の問い合わせ先へ提出してください。

第8 応募する企画提案の内容

第6の参加表明書を提出した者（以下「参加者」という。）は、第2の事業の概要及び下記の留意点を踏まえ、以下の内容の提案について「企画提案書」（別紙様式第3号）を作成し、提出するものとします。

1 事業に対する考え及び概要

農林水産省及び林野庁の基本政策や、本事業の趣旨、目的及び留意点を踏まえ、企画提案に当たっての考え方及び事業の概要について記載してください。

2 事業の内容

第2の事業について、以下の項目を具体的に記載してください。

(1) 製造システムについて

① 製造システムの内容

提案する製造システム及び製造物の目的、特徴、技術の内容、課題等について記載してください。また、導入する技術に関する資料を添付してください。

② 製造技術フロー図

③ 提案する製造システムによる効果

提案する製造システムが実用化された場合の波及効果等について記載してください。

(2) 技術実証に関する課題と内容について

① 製造に関する技術実証の課題

製造効率や製造コスト、製品の品質や性能を向上させる技術の開発・導入、製造技術の信頼性を確保するために行うプラントの継続運転、製造過程で発生する副産物を高度利用するための技術の開発・導入等、製造に関する技術実証の課題について記載してください。

② 技術実証課題の解決方法

技術実証課題を解決するための実証試験項目や方法、目標等について記載してください。

(3) 実証施設の整備について

① 施設整備内容

整備する施設やその他一体的に必要となる施設の内容と、施設の規模や能力等について記載してください。また、施設配置図を記載してください。

② 技術実証実施場所の概要

施設を設置する場所について、所在、所有者、選定理由等を記載してください。また、実証施設の設置及び事業実施に当たって必要となる地元調整及び行政手続等の手続状況又は取得見込について記載してください。

③ 実証施設以外の実証実施場所

実証施設以外の実施場所がある場合には、実施内容及び選定理由等について記載してください。

3 事業の運営について

(1) 事業の計画について

① 全体計画

本事業の実施に係る全体計画について、5年間以内の事業実施計画を作成してください。

② 21年度実施計画

21年度に実施する施設整備及び技術実証に関する詳細計画（スケジュール等）を記載してください。なお、実証施設については、原則として平成21年度内に完成させることとします。

(2) 事業の実施体制について

① 事業の管理体制

本事業の実施に係る管理体制について記載してください。

② 実施体制図

本事業の実施に係る実施体制（担当者名、人員配置計画、担当する業務の内容等）について記載してください。なお、再委託を予定する場合には、事業者名と担当する業務の内容を明記してください。

(3) 予定額について

① 事業の予定額

本事業全体の予定額と内訳を年度ごとに記載してください。

② 見積書（平成21年度実施計画分）

平成21年度の実施に必要な経費のすべての金額（消費税等の一切の経費を含む。）について、見積書及び内訳書を作成してください。内訳書については、事業の運営、技術実証、施設の整備等、項目ごとの詳細がわかるように作成してください。

※ 企画提案の作成に当たっての留意点

企画提案の作成に当たっては、以下の留意点を踏まえて作成してください。

- (1) バイオマス・ニッポン総合戦略や森林・林業基本計画等、農林水産省や林野庁の基本政策を踏まえて提案すること。
- (2) 間伐材、林地残材等の未利用木質資源（スギ、ヒノキ等）の活用を目標とすること
- (3) 木材を分子レベルでとらえ、化学的又は物理的、生物的に分解して利用すること。
- (4) 木質成分を総合的に利用すること。
- (5) 化石由来製品に代替する利用を目標とすること。
- (6) 研究成果や技術開発成果を要素技術として活用し、5年以内に製造システムの構築を見込める計画であること。
- (7) 商用化されていない製造システムであること。

第9 その他の提出書類

1 参加資格を明らかにするもの

第4の応募資格を明らかにするものを添付してください。

2 過去の事業実績等（任意様式）

過去5年間に於いて本事業に関連し、又は類似した事業の実績がある場合はこれについて記載してください。

なお、実績が複数ある場合は、本業務と近いものから順に最大3件まで記載してください。

3 定款等応募者の概要に関する様式（任意様式）

第10 企画提案書及びその他の書類の提出期間・提出先・提出部数

第6により企画競争参加表明書を提出した者は、次により、第8の企画提案書及び第9のその他の書類を提出してください。

1 提出期間 平成21年3月10日（火）～平成21年4月22日（水）

受付曜日 月曜日～金曜日（祝祭日を除く。）

受付時間 10:00～12:00及び13:00～17:00

郵送の場合は、期限内必着とします。

2 提出先 第23の問い合わせ先とします。

2 「企画提案書の提出について」（別紙様式第3号の1）に企画提案書及び第9のその他の提出書類（以下「企画提案書等」という。）を添付し、8部提出してください。

- 4 企画提案書は1者につき1点とします。
- 5 企画提案書等を提出しなかった者については契約候補者として選定しないものとします。

第11 審査方法

1 審査方法

企画提案書等の審査は、林野庁が設置する、外部有識者6名で構成された審査委員会において、第12の選定に当たっての観点に基づいて行います。また、必要に応じて、企画提案書の他に追加資料等の提出や別途のヒアリングを求める場合があります。

なお、審査委員名簿については、委員への不正な働きかけを防止するため、審査終了までは公表いたしません。また、審査委員は、審査に当たって知り得た情報は他に漏らさないこととしております。

2 審査の手順

審査委員会は、提出された企画提案書等について第12の選定に当たっての観点に基づく審査項目に沿って審査・採点し、第2の3に掲げる対象課題ごとに得点が最上位の者を契約候補者として選定し、支出負担行為担当官林野庁長官に推薦します。ただし、審査委員会が、最上位の者であってもこれを契約候補者として推薦することが適当でないと判断する場合には、これを契約候補者として推薦しないことがあります。

なお、提案者の営業秘密等の保護の観点から、審査の内容については非公表とし、審査過程における照会は受け付けません。

第12 選定に当たっての観点

企画提案書等の採点及び契約候補者の選定は、以下の観点における各特性について審査することとします。審査項目については、別表のとおりです。

1 観点

(1) 技術的観点

- ① 製造システムに関すること
- ② 製造物に関すること
- ③ 技術実証に関すること

(2) 事業実施の観点

- ① プラント整備に関すること
- ② 事業の運営に関すること

2 特性

- (1) 農林水産省及び林野庁の基本政策等及び本事業の趣旨・目的との適合性
- (2) 効率性及び経済性に関すること
- (3) 実行性又は有効性に関すること
- (4) 事業の発展性（波及性、実用化の可能性等）に関すること
- (5) 環境への影響面に関すること
- (6) その他優位と認められること

第13 審査結果の通知

審査結果については、選定の合否を問わず、採択課題決定後速やかに全ての参加者に通知します。

また、採択された者については契約締結後に林野庁ホームページ(<http://www.rinya.maff.go.jp>)において公表いたします。

第14 企画提案に要する費用の負担

企画提案書等の作成等の本事業の応募に関する一切の費用は、選定の可否を問わず参加者が負担するものとします。

第15 企画提案書等の返却の可否

- 1 提出された企画提案書等は、返却しません。
- 2 企画提案書及びその内容等については、採点等本事業に係る事務手続以外の目的で提出者に無断で使用しません。

第16 企画提案書等に使用する言語

企画提案書等に使用する言語は、日本語とします。

第17 契約保証金の扱い

会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令第100条の3第3号の規定により免除します。

第18 委託費の支払い方法

本事業の委託費の額が確定した後、受託者からの適法な請求書を受領した日から30日以内にその支払を行うものとします。ただし、受託者の請求により、必要があると認められる金額については、概算払をすることができます。

なお、概算払の請求は、予算決算及び会計令第58条ただし書に基づく協議が調った日以降とします。

第19 委託費の内容

委託事業の遂行に必要と認められる経費は、以下のとおりとします。

- (1) 製造システム実証機材及び施設等の整備等に係る経費
 - ア) 施設等設計費
 - イ) 施設等整備費及び設置費
 - ウ) 機材等整備費及び設置費
 - エ) 施設等設置場所に係る借料
 - オ) 許認可申請に係る費用等
- (2) 製造システム実証に係る経費
 - ア) システム実証費（人件費、賃金、旅費、光熱水料金、実証用試薬、原材料費、消耗品費、雑役務費等）
 - イ) 機材費（計測機器、分析機器、備品等）
 - ウ) 分析費（各種試験、成果物の内容の同定等の分析費）
- (3) 間接経費
 - ア) 管理部門に関する経費（施設・設備の維持管理及び運営経費）
 - イ) 管理事務に関する経費
- (4) 再委託費
 - ア) 事業実施に当たって、真にやむを得ない場合のみ認められる。
- (5) その他
その他必要な経費については、林野庁と協議を行うこととします。

第20 事業実施結果の報告

事業が終了したときは、実証結果等の事業成果を取りまとめた上で、平成22年3月19日（金）までに報告書8部、電磁記録媒体資料2部及び平成21年度森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業実績報告書（契約締結時に別途指示する様式による。）2部を林野庁長官あてに提出してください。

なお、印刷物を作成する場合は、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成16年3月16日閣議決定）による紙類の「印刷用紙」及び役務の「印刷」の判断基準を満たすこととします。

第21 購入物品及び財産の取扱い

本事業により受託者が取得した物品及び財産は、善良な管理者の注意を持って管理していただくことになります。委託事業終了後の取扱いについては、別途、国への引渡しの可否等についてお知らせします。

第22 技術開発成果等の帰属

本事業により取得した技術開発成果や成果品等、次に係る権利等については、支出負担行為担当官林野庁長官が承継するものとします。

- ① 特許を受ける権利又は当該権利に基づく特許権
- ② 実用新案登録を受ける権利又は当該権利に基づく実用新案権
- ③ 意匠登録を受ける権利又は当該権利に基づく意匠権
- ④ 著作権

第23 問い合わせ先

本応募要領に関する問い合わせ先は、次のとおりとします。

〒100-8950

東京都千代田区霞が関1-2-1

林野庁森林整備部研究・保全課技術開発推進室技術指導班

（農林水産省南別館7階、ドア番号別705）

電話：03-3502-8111（内線6215）

FAX：03-3502-2104

担当者：清水、赤塚

平成21年度森林資源活用型ニュービジネス創造対策事業審査項目

(別表)

No.	観 点		特 性	審査事項	審査項目
1	技術的観点	製造システム	適合性等	・バイオマス・ニッポン総合戦略等との適合性	提案の内容がバイオマス・ニッポン総合戦略等の農林水産省の方針に適合しているか。
2	技術的観点	製造システム	適合性等	・本事業の趣旨・目的との適合性	提案の内容が当事業実施の趣旨・目的に適合しているか。
3	技術的観点	製造システム	適合性等	・分子レベル変換利用システムと導入技術の適合性	木質を分子レベルでとらえ化学的、物理的、生物的に変換して利用する観点に基づく製造システムであり、各工程に導入する要素技術の選択・組合せが適正であるか。
4	技術的観点	製造システム	発展性	・新規・独自性	要素技術が優れており、確実性があるか。また、新規性、独自性を有しているか。
5	技術的観点	製造システム	環境への配慮	・環境負荷低減への配慮	製造システム全体又は各工程において環境への負荷低減の配慮に優れているか。
6	技術的観点	製造システム	実行性	・未利用資源の活用と原料調達への配慮	間伐材、林地残材等の未利用森林資源の活用を想定し、原材料の調達環境に適した製造システムとなっているか。 ※ 小規模分散型 ×2
7	技術的観点	製造システム	効率性・経済性	・木質成分の総合的利用と変換効率	木質成分を総合的に利用する製造システムであり、製造物への変換効率等が優れているか。
8	技術的観点	製造システム	効率性・経済性	・システム全体構成の効率性・経済性・安定性	効率性、経済性、安定性に優れた製造システムであるか。
9	技術的観点	製造システム	実行性	・操作性、耐久性、機動性等の特性	操作性、耐久性、機動性等に優れた製造システムであるか。
10	技術的観点	製造システム	発展性	・製造システムの波及性	製造システムが実用化された場合の波及性に優れているか。
		小 計			
11	技術的観点	製 品	適合性等 環境への配慮	・化石由来製品への代替性 ・製品の環境へ与える影響への配慮	製造物が化石由来製品に代替するものであり、環境への影響を配慮したものか。
12	技術的観点	製 品	効率性・経済性 実行性	・製品の高品質性 ・市場における製品の活用性	製品の品質が優れており、製品の活用性が高いか。 ※ 高付加価値型 ×2
13	技術的観点	製 品	効率性・経済性	・主産物以外の木質成分の活用による効率性・経済性	主産物以外の木質成分の活用法が優れているか。
14	技術的観点	製 品	発展性	・新規市場創設の効果	市場ニーズが具体的に把握されており、製品の波及性が高く、当該技術が実用化されることによる新規市場創出効果が大きいものであるか。
		小 計			

No.	観 点		特 性	審 査 事 項	審 査 項 目
15	技術的観点	実証内容	適合性等	・技術実証目標、目標達成のための課題と実証方法の適合性	技術実証目標の設定が適正であるか。
16	技術的観点	実証内容	適合性等	・技術実証目標、目標達成のための課題と実証方法の適合性	目標達成のための実証課題が明確か。(製造効率、製造コスト、製品の品質・性能向上、製造技術の信頼性を確保する連続運転等)
17	技術的観点	実証内容	環境への配慮	・環境負荷低減に関する実証内容	環境負荷低減のための実証内容が盛り込まれているか。
18	技術的観点	実証内容	効率性・経済性	・実証方法の効率性・経済性	実証方法が、課題解決のために適正に設定されており、効率的かつ経済的であるか。
19	技術的観点	実証内容	実行性	・5年以内の基本的な製造システムの構築が見込める計画 ・技術実証目標達成の可能性	5年以内に基本的な製造システムを構築するための適正な計画となっており、期間内に技術実証目標が達成される可能性が高いか。
20	技術的観点	実証内容	発展性	・実用化の可能性	事業終了後数年以内における実用化の可能性はどうか。
		小 計			
	計				
21	実施体制の観点	プラント建設	適合性等	・施設整備計画の適合性	実証プラントに必要な施設整備が適正に計画されているか。
22	実施体制の観点	プラント建設	実行性	・設置場所の確保 ・原料確保	実証プラントの設置場所の選定が適正であり、実証のための原材料調達が確保できる計画となっているか。
23	実施体制の観点	プラント建設	環境への配慮	・環境保全・維持への配慮	環境保全・維持へ配慮したプラント整備計画となっているか。
24	実施体制の観点	プラント建設	適合性等 効率性・経済性	・プラント建設予算の適合性 ・建設コストの効率性・経済性	プラント建設費の予算規模が適正で、その内容が効率的で経済的であるか。
25	実施体制の観点	プラント建設	実行性	・行政手続き、地元調整	プラント建設に必要な行政手続き、地元調整が確実に実行される計画となっているか。
		小 計			
26	実施体制の観点	運営	適合性等	・経営基盤の適格性 ・同種・類似業務の遂行の有無	事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、かつ、資金、設備等について十分な管理能力を有するとともに、本事業を実施するのに十分な本事業と同種または類似の業務の経験があるか。
27	実施体制の観点	運営	実行性	・適切な人員配置	本事業のための人員が適切に配置されており、実施体制が整っているか。
28	実施体制の観点	運営	効率性・経済性 実行性	・運営の効率性(機関連携を含む) ・運営計画(委員会開催を含む)	委員会の設置・開催を含む事業実施の運営計画が適正で効率的であるか。
29	実施体制の観点	運営	適合性等	・適正な予算額	事業実施に当たっての所要経費(平成21年度分及び事業期間全体)について、必要性が明確であり積算内容が適正か。
		小 計			
	計				

No.	観 点		特 性	審査事項	審査項目
	【加算点】				
30	技術的観点	製造システム	その他の優位性		製造システムが、その他の優位性を有しているか。
31	技術的観点	製 品	その他の優位性		製品が、その他の優位性を有しているか。
32	技術的観点	実証内容	その他の優位性		実証内容が、その他の優位性を有しているか。
33	実施体制の観点	プラント建設	その他の優位性		プラント建設について、その他の優位性を有しているか。
34	実施体制の観点	運営	その他の優位性		運営について、その他の優位性を有しているか。
		小 計			
	合 計				合 計